

日本臨床宗教師会ニュースレター

第6号

「認定臨床宗教師」有資格者へのお知らせ せ：①住民票と顔写真付き身分証明書の 写しの提出、②戸籍名使用の原則と通称 名等使用許可申請について

顧問弁護士より「資格申請時に住民票等の提出が必要」「氏名表記は原則として戸籍名であるべき」との指摘をいただき、本年度6月の第2回臨時理事会、及び9月の第3回理事会で、この件について検討し、次のように対応することになりました。

- ・資格申請時に住民票と顔写真付き身分証明書の写しを提出する
- ・原則として、戸籍名を使用する
- ・宗教者名などを併記する場合は、括弧内で表記する
- ・難読漢字については、略字の使用を認める
- ・性別、国籍、婚姻などの理由により、通称名のみを使用を認める

これにともない、下記①②のように書類などを提出していただくこととなりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

①住民票と顔写真付き身分証明書

すでに「認定臨床宗教師」資格を有している方々全員が行う手続きです。住民票と顔写真付き身分証明書を本年12月末までに事務局まで郵送してください。

住民票は、3ヶ月以内に発行されたものをご用意ください。なお、外国籍の方はパスポート（顔写真とパスポートナンバーがあるページ）の写しと、外国人登録証明書の写し（両面）をご用意ください。

顔写真付き身分証明書の写しについては、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書などをご用意ください。

顔写真付き身分証明書をお持ちでない方は、次のうち2点をご用意ください：健康保険証、

| | |
|------------------|-----|
| 有資格者へのお知らせ | p.1 |
| 資格更新のための単位数早見表 | p.2 |
| 会員規則 | p.2 |
| 平成31年度第1回理事会議事録 | p.4 |
| 令和元年度第2回臨時理事会議事録 | p.7 |
| 会員の活動報告について | p.8 |
| 第5回フォローアップ研修・総会 | p.8 |

年金手帳、住民票、戸籍謄本、戸籍抄本、印鑑登録証明書、会社等の身分証明書。

②戸籍名使用の原則と通称名等使用許可申請

「認定臨床宗教師」の資格で活動する際には、原則として戸籍名を使用していただきます。しかし、漢字の略字を使用する場合や、宗教者として通称名を使用していることもあるため、**以下の(1)(2)(3)に該当する名称を使用したい場合は、別添の「SICJ10通称名等使用許可申請書」に必要事項を記載し、必要な書類を添付して事務局まで郵送してください。本年12月末までに続きをされた方については、資格認定証・カードの再発行手数料を無料にいたします。**

この手続きをすることで、(1)略字等を使用する、(2)通称名を併記する、(3)国籍や性別などに関する理由により通称名のみ使用する、ことが認められることがあります。詳しくは別添の「『認定臨床宗教師』氏名表記に関する手続きの説明」のパターン①～⑩でご確認ください。

(1)通称名や略字等を使用する場合

申請する通称名や略字等の表記が使用されている例として、複数の書面を添付してください（身分証明書、公刊された文書、ホームページ印刷など）。

例イ：戸籍名「黒田 齋一」を略字「黒田 斉一」とする。

(2)通称名を併記する場合

戸籍名を主とし、通称名は以下の例のように、括弧内で併記することになります。

例ロ：仙台 良子(良恵)

例ハ：仙台(宮城) 良子

例ニ：仙台 良子(宮城 良恵)

(3)特に必要性及び合理性のある場合

国籍、性別、婚姻に関する事など、特に必要性及び合理性のある場合には、戸籍名を使用せずに通称名のみを記載することがあります。

例ホ：戸籍名「スミス 良子」を通称名「山田 良」とする。

例ニ：例ホに加えて、宗教者としての通称名を使用している場合には、「山田 良(良恵)」とする。

資格更新のための取得可能単位数早見表

すでに施行している「資格更新条件の解説」において細かな条件を記載しています。いざさか複雑すぎるところがあるので、一目で理解できる「早見表」を作成しました。別添資料をご確認ください。ホームページでも確認できます。

会員規則

6月の第2回臨時理事会で新たに「会員規則」が成立しました。すでにホームページで公開していますが、以下をご確認ください。

一般社団法人日本臨床宗教師会会員規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）の定款の定めによる会費を定めるとともに、入退会及び会員の権利義務等、本法人の運営ならびに会員活動の基本的事項を定めるものである。

(名称)

第2条 本法人は、一般社団法人日本臨床宗教師会（英語表記 Society for Interfaith Chaplaincy in Japan 略称SICJ）という。

（会員の種類及び区分）第3条 定款第2章（第7条～第10条）に定めるとおり、本法人の会員を次の通りとする。

【正会員】定款第8条の定め該当し、本法人の目的に賛同し、入会を希望して申し込みをし、理事会に承認された個人

【准会員】定款第9条の定め該当し、本法人の目

的に賛同し、入会を希望して申し込みをし、理事会に承認された個人

【賛助会員（個人）】定款第10条に定めるとおり、本法人の事業を賛助するために、入会を希望して申し込みをし、理事会に承認された個人

【賛助会員（団体）】定款第10条に定めるとおり、本法人の事業を賛助するために、入会を希望して申し込みをし、理事会に承認された団体

（入会申込等）

第4条 本法人に入会しようとする個人又は団体は、別に定める事項及び会員の種別を記載した入会申込書を本法人事務局宛に提出しなければならない。

2. 理事会は、前項の申し込みがあったときは、本規則第5条に定めに従い、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。

3. 本規則第6条に定める会費の納入日を入会日とする。

（会員資格基準）

第5条 本法人の会員になろうとする個人又は団体から第4条の申し込みがあったとき、理事会は、以下の何れの項目に該当する場合、入会を承認しないことがある。

(1) 本法人の趣旨に賛同していない

(2) 過去に本規則違反またはその他規定に違反したことを理由として除名または退会処分を受けたことがある

(3) 本規則第4条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき

(4) 会員になろうとするものの活動または所属先が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると理事会で決議したとき

(5) その他本法人が不適切と判断したとき

（会費）

第6条 正会員、准会員、賛助会員（個人）、賛助会員（団体）の年会費は次の通りとする。

(1) 正会員 年会費 5,000円

(2) 准会員 年会費 3,000円

(3) 賛助会員（個人） 年会費一口1,000円

(4) 賛助会員（団体） 年会費一口10,000円

2. 第4条第2項により入会を承認され、通知を受けた後、速やかに入会した年度の会費を納入しなければならない。

3. 会員は、会費を3年間納入せず、督促後なお会費を3カ月以上納入しないとき、会員資格を喪失するものとする。この場合において、滞納した年会費の納入義務は免れない。

4. 年会費を分割して納入することはできない。なお納入された年会費は、本規則第11条で示す事業

年度途中の退会・除名であっても返還しないものとする。

(会員の権利)

第7条 会員は次の権利を有する。

(1) 正会員

- ・本法人の総会に出席し、議決に参加することができる。
- ・本法人が主催もしくは指定する臨床宗教師継続研修等に参加することができる。
- ・本法人に対し、認定臨床宗教師の資格認定を申請することができる。

(2) 准会員

- ・本法人の総会に出席することができる。
- ・本法人が主催もしくは指定する臨床宗教師継続研修等に参加することができる。
- ・本法人に対し、認定臨床宗教師の資格認定を申請することができる。

(3) 賛助会員(個人)

- ・本法人の総会に出席することができる。
- ・本法人が主催もしくは指定する臨床宗教師継続研修等にオブザーバーとして参加することができる。

(4) 賛助会員(団体)

- ・当該団体に所属する者のうち2名までが、本法人の総会に出席することができる。
- ・当該団体に所属する者のうち2名までが、本法人が主催もしくは指定する臨床宗教師継続研修等にオブザーバーとして参加することができる。

(会員の信務)

第8条 会員は次の義務を負う。

(1) 本法人の定款並びにその他規則及び議決に従う。

(2) 本法人の会費等を納入する。

(3) 会員の登録事項に変更が生じたときは登録事項変更届を代表理事に提出する。

2. 会員のうち認定臨床宗教師の資格を有する者は、「臨床宗教師倫理綱領」並びに「臨床宗教師倫理規約(ガイドライン)および解説」を遵守する。

3. 会員のうち認定臨床宗教師の資格を有しない者がケア活動に直接間接に関わる際には、「臨床宗教師倫理綱領」並びに「臨床宗教師倫理規約(ガイドライン)および解説」に準拠して活動する。

(退会)

第9条 会員が本法人を退会しようとするときは、別途定める退会届を代表理事に提出しなければならない。

2. 会員は次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 後見開始または補佐開始の審判を受けたとき。

(2) 死亡または失踪宣告を受けたとき。

(3) 団体が解散し、または破産したとき。

(4) 3年間会費を納入せず、督促後なお会費を3カ月以上納入しないとき。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会における4分の3以上の議決、もしくは総会における3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

(1) 本法人の定款または規則に違反し、度重なる催促を受けても改善しないとき。

(2) 本法人が定める「臨床宗教師倫理綱領」並びに「臨床宗教師倫理規約(ガイドライン)および解説」に違反したとき。

(3) 本法人の名誉を毀損または本法人の目的に反する行為をしたとき。

(4) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会もしくは総会に先立ち、倫理委員2名以上が出席する会議において、当該会員の弁明の機会を与えなければならない。また、当該会員が希望する場合に除名の議決を行う理事会もしくは総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が本規則第9条または本規則第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失う。また、未履行の義務及び規則に定めがある場合は、継続して義務を負う。

2. 本法人は、会員がその資格を喪失した場合、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員名簿)

第12条 本法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(事務所)

第13条 本法人は、主たる事務所を宮城県仙台市泉区館2丁目23番地の1に置く。

2. 本法人の郵送物は、当面の間、宮城県仙台市青葉区川内27番1号 東北大学大学院文学研究科実践宗教学寄附講座で受け取ることがある。

3. 本法人は、理事会の議決を得て、必要な地に支部を置くことができる。

(事業)

第14条 定款第3条に定めるとおり、本法人は次の事業を行う。

(1) 臨床宗教師養成の支援及び連携

(2) 臨床宗教師の実践及び教育に関わる研究

(3) 臨床宗教師の継続教育及び相互研鑽

(4) 臨床宗教師の資格認定

(5) スピリチュアルケア・宗教的ケアの実践支援

(6) 臨床宗教師に関わる啓発活動

- (7) 臨床宗教師の相互交流
- (8) 関係する諸機関との連携
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業
(委員会の設置等)

第15条 本法人の運営のため必要あるときは、理事会の議決により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、会員のうちから理事会が選任する。

3. 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別途定める。

(事業年度)

第16条 本法人の事業年度は毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(会員規約の追加・変更)

第17条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定まる。

2. 本法人は、理事会の決議により、本規則の全部または一部を変更することができる。

(情報公開)

第18条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料、議事録などを求めに応じ公開するものとし、情報公開を求める会員は、別途定める情報公開請求書を代表理事に提出しなければならない。

2. その他、情報公開に関する必要な事項等は、理事会の決議により別途定める規則による。

(機密情報の保護)

第19条 本法人は、業務上知り得た機密情報の保護に万全を期すものとする。

(個人情報保護)

第20条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(法令の準拠)

第21条 本規則に定めのない事項については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律など、各種法律、政令、省令等の法令の定めに従う。

(合意管轄)

第22条 会員と本法人の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. 本規則は、令和元年6月12日より施行する。これにともない、「一般社団法人日本臨床宗教師会会費規則」を廃す。

一般社団法人日本臨床宗教師会平成31年度（令和元年度）第1回理事会議事録

日時： 2019年3月4日(月) 12時15分～14時30分

会場： 龍谷大学大宮学舎東翼 3階 303講義室

出席：島蘭進（会長）、高木慶子（監事）、柏木哲夫（監事）、大下大圓（副会長）、金田諦應（副会長）、鎌田東二（副会長）、窪寺俊之（副会長）、伊藤文雄（顧問）、谷山洋三、鍋島直樹、大村哲夫、黒川雅代子、小西達也、篠原鋭一、鈴木岩弓、曾根宣雄、深川宣暢、松本峰哲、森崎雅宝、新田忍澄、池内龍太郎、武藤隆広、上田禮子、榊野統胤、吉尾天声（山下、九州代理）、童銅啓純、横田泰典（愛知学院大学事務長、オブザーバー）、高橋原（事務局）、打本弘祐（事務局）、森田敬史（事務局）、井川裕覚（事務局）

欠席（委任状あり）：大河内大博、引田弘道、沼口論、前田伸子、W・キップス（顧問）

連絡なし：石井研士（顧問）、中野東禪（顧問）

<議案>

1. 前回議事録の承認（資料1）（資料2）

島蘭会長より前回議事録が提案され、承認された。

2. 入退会申込者の承認（資料3）

新たに正会員11名、賛助会員（個人）2名、賛助会員（団体）1団体の入会、準会員1名の退会を承認し、会員数は正会員264名、準会員0名、賛助会員（個人）6名、賛助会員（団体）12団体となった。その他、正会員への入会希望者2名について推薦人不在のため入会を受理せず。

3. 役員・委員会について（資料4：役員一覧・委員会）

役員交代とそれに伴う委員会編成について以下の点が承認された。

- ・理事の大河内大博氏が任期満了に伴い退任する。
- ・龍谷大学の深川宣暢氏が退任し、新たに杉岡孝紀氏が就任。
- ・関東臨床宗教師会の役員交代に伴い、理事の池内龍太郎氏が退任し、新たに井川裕覚氏が就任。
- ・関西臨床宗教師会の役員改選に伴い、1年間は上田氏が就任するが、8月（次回の理事会）以降は新たな会長が代理で出席し、2020年度総会をもって正式に交代する。
- ・「役員の登記内容」の変更を行うことが承認された。
- ・新たな継続教育委員に森田敬史氏が、資格認定委員に杉岡孝紀氏がそれぞれ就任することが承認された。

日本臨床宗教師会と各地域会の任期や総会の時期の相違をいかに調整することについて、各地域会を

代表する理事については、個々の事情に応じて1年間の任期での交代も可能であるが、日本臨床宗教師会は一般社団法人であり、総会時期を変更することが困難なため、任意団体である地域会に調整をお願いする必要があるということが確認された。

委員会（資料4）について以下の報告がなされた。委員については必ずしも理事である必要はないことが確認された。

- ・資格認定委員会の深川委員長辞任に伴い、委員長に小西達也氏が、副委員長に杉岡孝紀氏が新たに就任する。

- ・池内理事の辞任に伴い、継続教育委員会に森田敬史氏が就任。

- ・運営委員会の委員長として島蘭会長、委員として大下副会長、金田副会長、鎌田副会長、窪寺副会長が就任する。

4. 資格認定について（資料5：認定臨床宗教師認定）

（資料6：教育プログラム内容変更と研修指導者登録）

- ・資格認定委員会・深川委員長より、新たに13名の資格認定を行い、1名の資格返上申請が行われたことが報告された。なお、先駆者枠で資格申請を行った1名について、書類不備により認定を行わなかった。

- ・教育プログラム内容変更と研修指導者登録について、鈴木岩弓委員長より以下の報告がなされた。

- ・東北大学大学院実践宗教学研究科実践宗教学寄附講座に加えて、新たに東北大学大学院文学研究科死生学・実践宗教学領域が教育プログラムに加えられた。

- ・武蔵野大学臨床宗教師・臨床傾聴士養成講座において、定年退職に伴う講師の交代、実習時間の変更がなされた。

- ・上智大学臨床宗教師養成プログラムのSVに、新たに西岡秀爾氏が追加された。

5. 運営委員会について（資料7：運営委員会細則（案））

「一般社団法人日本臨床宗教師会委員会規則」の別表に「運営委員会」を追加し、運営委員会細則に基づき、業務内容として主に（1）入退会、会員資格変更、役員人事に関する審議（2）緊急対応が必要な案件の審議（3）その他、会長が必要と認める業務を行う。

運営委員会細則（案）について、（委員会の業務）内容の報告がなされ、委員は「会長、副会長」によって構成されることが確認された。

6. 各委員会より報告・各細則について

（1）教育プログラム認定委員会

特になし

（2）資格認定委員会（資料8：資格制度細則の改正）

委員長より、資格制度細則第6条（5）について「日本臨床宗教師会もしくは所属する各地の臨床宗教師会が主催する」に変更する旨が提案されたが、審議の結果、従来の「日本臨床宗教師会認定の継続研修受講修了証」の表記のままにすることが決定された。

第7条（5）「単位」という表記に変更がなされた。同（8）先駆者が資格認定を行う場合、各地域会の代表にかかる負担を考慮し「日本臨床宗教師会役員2名による推薦書」が必要となることが追加された。

第9条 「単位」という表記に変更がなされた。

第12条（変更届の提出）に関する規定が追加された。申請内容に変更が生じた場合、原則として半年以内に変更届を提出しなければならないことなどが追加された。

かつて所属していた地域会で推薦を受けた者が、引越などに伴い所属の地域会を移行した場合の手続きについて、新たに所属する地域会の代表者の推薦人確認書の提出が必要であることが確認された。

（3）継続教育委員会（資料9：資格更新条件の解説）

委員長より、認定臨床宗教師の資格認定更新の条件について、各地で活動報告の提出が少ないことや資格更新の負担を考慮し、活動報告検討会を2単位に変更することが提案された。

「質の低下の懸念」「臨床宗教師自身の振り返りの機会の確保」のため3単位が望ましいという意見や、「FU研修への継続参加の促進」「各地域会の体力に応じた単位設定の必要性」のため2単位が望ましいという意見、また、「資格の水準を慎重に決定すべきこと」など様々な意見があり、議論がなされた。さらに「FU研修で提出された内容が単位認定に満たない場合は単位が認められない」ことなどの議論がなされ、「活動報告検討会への参加による単位が1単位まで認められる」ことを前提に、資格認定更新条件に必要な活動報告検討会の単位数を、現状の「3単位」のまま進めることが決定された。

「資格更新条件の解説」を踏まえて、第1節「4. 会話記録を提出せずにグループに参加する場合」に「0.5単位を認める（ただし計1単位まで）」ことや、第2節「5.活動記録を提出せずに発表会やグループに参加するだけの場合」に「0.25単位を認める（ただし計1単位まで）」こと、第5節「スピリチュアルケアに関する研究会参加」について講演や口頭発表などを行った場合の単位数、第6節「注意事項」などの資格更新制度の全体像が確認された。

（4）倫理委員会

委員長より、以下について報告がなされた。

・2018年9月の理事会から2019年3月1日までに倫理案件として30件の相談があった。内容として、組織内の人間関係に関するものが多く、その他、セクハラ、パワハラ、研究倫理、差別、金品の授受に関する問題。多重関係に関する葛藤なども報告されている。

・2019年3月4日、初めて各地域会の倫理委員長会議を行った。今後は、各地の倫理委員会と連携しながら、倫理委員会としてQ&A式のガイドライン、ガイドブックを早急に作成する。これを活用することで資質の維持やFU研修での活動に寄与できる。

・公共空間で配布できる日本臨床宗教師会の活動や趣旨を紹介するリーフレットの作成を事務局に要望。

・ハラスメント問題はデリケートであり、ヒアリングをしても意見が分かれる可能性があり、それとどう向き合い、判断をするべきか難しい問題が起ってきており、倫理問題対応に関するハンドブックが必要。

・日本臨床宗教師会は調整機関であり活動主体は地域会にあることや、活動の幅が広がると倫理案件は増えること、不安を抱えている会員もおり、今後地域の倫理委員会と協力しながら倫理問題に対する対応を進めていくことが報告された。

(5) 研究委員会

委員長より、9つの養成機関へのアンケート調査を行い、養成講座運営の問題点について以下の報告がなされた。

・対内的問題として、例えば臨床宗教師に加えて、スピリチュアルケア師や臨床傾聴士の育成を行う機関もあるなど養成プログラムの仕組みに色々な幅があり、基準をいかに設けるか検討する必要がある。

・対外的な問題として、スピリチュアルケア師との違いに関わって、臨床傾聴師養成の時間が少なすぎるのではという指摘がある。臨床傾聴士は宗教者のブラッシュアップの研修であるため時間数が少ないという説明も可能であるが、一方で宗教者は宗門の養成においてスピリチュアルケア（傾聴）を学んで来ておらず、スタートラインが違うという説明ができるのか検討しなければならない。

・各養成機関が対面的に情報交換を行う場が必要。

7. 平成30年度事業報告・決算報告（資料10）

・第3回フォローアップ研修・総会 平成30年3月5日～6日 上智大学

・第1回資格認定（先駆者20名／修了者126名：計146名）

・第2回資格認定（先駆者2名／修了者11名：総計159名）

・第1回教育プログラム認定（8大学・機関／指導者20名登録）

・第2回教育プログラム認定（新規1大学／指導者2名：総計9大学・機関／指導者22名登録）

・第1回理事会 平成30年3月5日 上智大学

・第2回臨時理事会 平成30年6月4日 メール稟議

・第3回理事会 平成30年9月9日 龍谷大学

・第4回臨時理事会 平成30年12月12日 上智大学

・第2回資格申請受付 平成30年7月

・第3回資格申請受付 平成30年12月

谷山事務局長より、収支決算書に基づき、「資格認定料」や「雑収入」に関する説明、「会議費」の主たる使途が役員交通費であること、「雑費」は司法書士・弁護士への費用であることなどが説明された後、柏木監事より適正に監査が終了したことが報告された。

8. 平成31年度事業計画・予算案（資料11）

・第4回フォローアップ研修・総会 平成31年3月4日～5日 龍谷大学

・第3回資格認定（修了者13名／返上1名：総計171名）

・第4回資格認定

・第3回教育プログラム認定（新規指導者1名：総計9大学・機関／指導者23名登録）

・第4回教育プログラム認定

・第1回理事会 平成31年3月4日 龍谷大学

・第2回理事会 平成31年9月8日 東京

・第4回資格申請受付 平成31年7月

・第5回資格申請受付 平成31年12月

事務局長より、予算案について賛助会員の収入が不確定であることや、助成金収入として仏教伝道協会より各地の研修に用いる補助金を得たことなどが説明され、承認された。

9. ユニフォームについて（別添資料）

大下副会長より、主に介護・医療現場を想定したユニフォームの作成案が提示された。デザインは「僧侶のイメージと重ならない」「和調」「他のスタッフと重ならない色」で、胸に「日本臨床宗教師会」という刺繍を入れるなどの提案がなされ、「集団で着ない」「着用は任意」であることなどの案が報告された。続いてさまざま意見を交換し議論がなされた。結果、当面は採用を見送ることになった。

10. NHK「東日本大震災アーカイブス」ポスター配布協力について（資料12）

事務局長より事務局にポスター配布協力の依頼があった旨の報告がなされ、ポスターが必要な者は担当者へ直接連絡することが確認された。

11. 総会について（資料13）

12. 次回の理事会（案）平成31（2019）年9月8日の16時～ 鶴見or上智大学

来年の理事会・総会、FU研修（案） 新元号2（2020）年3月に東北大学で開催

1 3. その他

・フォローアップ研修の公開・非公開について
今回は非公開。倫理講習・会話記録検討会などを充実させる目的。次の理事会の議題。

・外国の「臨床宗教師」との交流について
中国の国立大学で臨床宗教師の要請を行いたいという声があるが、商標登録は日本国内のみ。外国で臨床宗教師が出たとして、協力できればする。

・その他

仏教伝道教会からの研修開催のための補助金を得ることができた。講師の派遣については各地域会から継続教育委員会に要望する。

NHKのクローズアップ現代プラスから日本臨床宗教師会への取材依頼（授与式・活動報告検討会・懇親会など）があった。

<報告事項>

- 1. 各大学等の養成講座の予定について
- 2. 各地臨床宗教師会の予定について

北海道東北臨床宗教師会より、北海道が分立して一つの臨床宗教師会を設立する準備をしている。時期は未定。

3. その他

以上

一般社団法人日本臨床宗教師会令和元年度第2回臨時理事会議事録

日時： 2019年6月7日(金)～6月12日(水)

会場： 役員メーリングリスト

出席：島藪進（会長）、高木慶子（監事）、柏木哲夫（監事）、大下大圓（副会長）、金田諦應（副会長）、鎌田東二（副会長）、窪寺俊之（副会長）、谷山洋三、鍋島直樹、大村哲夫、黒川雅代子、小西達也、杉岡孝紀、篠原鋭一、鈴木岩弓、曾根宣雄、沼口諭、引田弘道、前田伸子、松本峰哲、森崎雅宝、新田忍澄、井川裕覚、武藤隆広、上田禮子、榎野統胤、童銅啓純、吉尾天声

<議題>

審議事項

- 1. 「会員規則」の新規制定（資料1）
これまでの「会費規則」を廃し、会費、入退会、会員の権利義務等を定めた「会員規則」を制定することにつき、承認された。
- 2. 「資格制度細則」の改正（資料2）



申請条件に正会員であること、身分証明書の写しの提出を加えた改正案が承認された。

3. 「倫理委員会細則」の改正（資料3）
倫理案件の申し立て手続きと、異議申し立て手続きを明文化する改正案が承認された。

以上3件につき、メーリングリスト上で一括して審議を行い、理事・監事全員の賛成を得た。

以上

会員の活動報告について

9月の第3回理事会で、各地臨床宗教師会連絡会から提案があり、会員の活動状況を把握する必要性が共有されました。日本臨床宗教師会としては、協力関係にある各地臨床宗教師会を通して、**各地域において会員の活動報告を徹底していただきたくお願い申し上げます。**

各地臨床宗教師会でとりまとめいただいた内容は、フォローアップ研修・総会で配付する抄録集に掲載いたします。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

第5回フォローアップ研修・総会のご案内

令和2年（2020年）3月のフォローアップ研修・総会は、3月9日（月）～10日（火）に東北大学川内南キャンパスで開催します。また、これに先立ち、3月8日（日）に令和2年度第1回理事会を開催します。

会場の最寄り駅は、仙台市営地下鉄東西線「国際センター」駅、もしくは「川内」駅です。どの駅からも徒歩5分ほどです。詳しくは前ページの地図をご覧ください。なお、ご宿泊の手配については各自ご準備ください。

・会員は、申込書に必要事項を記載し事務局に送付するとともに、参加費・懇親会費をゆうちょ銀行口座に振り込んでください。会員には振込票を送付します。

・欠席する場合には、「総会委任状」を送付してください。

・会話記録検討会の発表、グループ参加を希望する会員は、「第5回フォローアップ研修・総会参加申込書」に氏名と所属など必要事項を記入し、メールにて事務局まで送付してください。

・活動記録検討を希望する会員は、「活動記

録検討会発表申込書」に氏名・所属と「活動記録概要」（発表タイトル、および発表概要 1000 文字程度）を記入し、メールにて大会事務局まで送付してください。

・会話記録検討会・活動記録検討会の申込み切:
2020年2月10日(月)(厳守)

・大会事務局（東北大学 大村、谷山、高橋）
Email: j-shukyo@g-mail.tohoku-university.jp

<参加費>

事前申し込み：2,500円（2/10まで）

当日申し込み：3,000円

懇親会費：5,000円

※ゆうちょ銀行 振込口座

記号番号: 02290-0-140552

口座名義: 日本臨床宗教師会

<日程>

◎ 3月8日（日） 東北大学 文学研究科棟9階

15:00～16:20 各委員会

16:30～19:00 理事会

◎ 3月9日（月） 東北大学 文科系総合講義棟

9:00 受付開始

9:30 開会挨拶

9:45～12:00 活動記録検討会①（4題、4会場）
（昼食：学食）

13:00～14:05 活動記録検討会②（2題、4会場）

14:20～15:50 倫理講義①

16:00～17:30 倫理講義②

17:45～18:45 会員総会・資格認定証授与式

19:00～20:30 懇親会

◎ 3月10日（火） 東北大学 文学研究科棟

（8:30～9:15 指導者研修）

9:00 受付開始

9:30～12:30 会話記録検討会（最大4題、10会場）

12:40～13:00 振り返り

13:00 解散

一般社団法人日本臨床宗教師会

（郵送先）〒980-8576 仙台市青葉区川内27-1

東北大学大学院文学研究科実践宗教学寄附講座内

FAX: 022-795-3831

Email: sicj@g-mail.tohoku-university.jp

URL: <http://sicj.or.jp>